

18歳から大人！ 2022年4月から成年の年齢が18歳になります！



契約をする時、未成年と成年では違いがあります。

【未成年での契約】

保護者等の同意を得なければなりません。保護者等の同意を得ないで契約した場合、未成年者取消権により、契約を取り消すことができます。

【成年での契約】

自分の意思で契約をすることができます。未成年者取消権はなくなります。



成年になったばかりの年齢は、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

どんな消費者トラブルがあるの？



【例えば、「簡単にもうかる」と誘われた事例】

20歳になった頃、高校の先輩から、アプリで稼ぐ方法の情報商材の購入を勧められた。複数の消費者金融から借金をして、高額な情報商材を購入した。その後、販売業者とは連絡がとれず、アプリのインストールができない状態である。借金の返済で困っている。



注意することを教えて！



- ☞ 簡単にもうかるような「うまい話」はありません。
- ☞ 先輩や親しい人からの勧誘でも、必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- ☞ 借金をしてまで契約しないでください。



困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。



2022年4月からは、18歳、19歳でも契約による責任が生じるようになります。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！

契約をする時は慎重にしないとイケないんだね！

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

